菊川市営墓地に関するお手続きのご案内

①霊園の墓所を新規で使用したい場合

◆現在、ご案内できる市営墓地は城山霊園及び堀之内霊園となります。空き状況や使用許可条件等のお問い合わせは環境推進課へお願いします。堀之内霊園については、管理組合で管理していますので、理事長さんにお問い合わせください。

使用区画が決定したら、以下の書類を環境推進課にご提出いただきます。

- □申請書(様式第1号)
- 口事前チェック表
- 口使用者の住民票謄本(世帯全員分、世帯主・続柄及び本籍・筆頭者記載のもの)
- ※使用許可証が出来ましたらご連絡させていただきます。その際に使用料(180,000円) をお支払いいただくようになりますのでお願いします。(堀之内霊園については、使用 料が違います。お問い合わせの上、管理組合に直接お支払いください)

城山霊園については、毎年4月上旬に**管理料(2,090円)**の納付書をお送りしますので、期限内にお支払いをお願いします。

堀之内霊園については、**清掃料(1,200円)**がかかりますので、管理組合へ期限内にお支払いをお願いします。

②霊園に墓碑(お墓)を建てたい場合

- ◆墓碑(お墓)を建てる場合には、事前に環境推進課へ届出が必要です。余裕を持って、 工事を始める2週間くらい前までにお手続きをお願いします。
 - 口着手届出書(様式第4号)
 - □霊園使用許可証(コピー)
 - ※お手元にある使用許可証のコピーを添付してください(原本不可) 紛失した場合には、再発行後にお手続きとなります。お手続きに必要な書類は、 ⑥霊園使用許可証を紛失した場合をご覧ください。(霊園使用許可証再発行手数料¥200が必要です)
 - □工事図面(規格は霊園条例施行規則に記載)
 - ◎堀之内霊園に墓碑を建てたい場合には、理事長さんと先に協議をしてください。(規格等が城山霊園と異なります)その後、環境推進課へ届出をお願いします。

着手届提出後、1週間以内に規格等に不備がないか確認させていただきます。不備等があれば、申請者へ連絡し、図面等の差し替えをお願いすることがあります。

③霊園に墓碑(お墓)が完成した場合

- ◆墓碑(お墓)が完成した時にも、環境推進課へ届出が必要です。完成しましたら、す みやかに届出をお願いします。
 - 口完了届出書(様式第5号)
 - 口完成後の写真(寸法がわかるもの)
 - ◎堀之内霊園に墓碑が完成した場合は、理事長さんへ連絡をお願いします。その後環境 推進課へ届出が必要です。

届出後、2週間以内に職員が現場確認を行います。問題なければ正式に受理となります。 (現場確認時の立会は不要です。確認時に問題がなかった場合には特に連絡しません)

④所有している墓碑に焼骨を埋葬したい場合

- ◆市営墓地にある墓碑に納骨したい場合には、事前に環境推進課へ届出が必要です。余裕を持って、納骨する2週間くらい前までにお手続きをお願いします。
 - 口焼骨の埋葬届
 - □霊園使用許可証(原本)
 - ※紛失した場合には、再発行後にお手続きとなります。お手続きに必要な書類は、 <u>⑥霊園使用許可証を紛失した場合をご覧ください。(霊園使用許可証再発行手数</u> 料¥200が必要です)
 - 口埋火葬許可証
 - 口亡くなられた方の住民票の除票(世帯主・続柄及び本籍・筆頭者記載のもの)
 - □需園使用許可証書き換え手数料(¥200)
 - ◎堀之内霊園に焼骨を埋葬したい場合には、事前に理事長さんへ日程等の協議をお願いします。その後環境推進課へ届出が必要です。
 - ※もし使用者が亡くなられた場合には、使用者の承継届の手続きも必要です。
 - ⑧使用者が死亡し、使用権を変更(承継)したい場合をご覧ください。

その際、使用者変更の霊園使用許可証書き換えも行いますので、使用者変更分の書き 換え手数料¥200 も必要です。

書き換え後の霊園使用許可証は、後日郵送させていただきます。

⑤使用許可証の内容に変更があった場合

◆転居や転出などにより住所変更した場合や、氏名変更があった場合などは霊園使用許 可証の書き換えをしますので、環境推進課へ届出が必要です。 □申請書(様式第7号) □霊園使用許可証(原本) ※紛失した場合には、再発行後にお手続きとなります。お手続きに必要な書類は、 **⑥霊園使用許可証を紛失した場合**をご覧ください。(霊園使用許可証再発行手数 料¥200 が必要です) 口使用者の戸籍謄本 口使用者の住民票謄本(世帯全員分、世帯主・続柄及び本籍・筆頭者記載のもの) 口霊園使用許可証書き換え手数料(¥200) ※書き換え後の霊園使用許可証は、後日郵送させていただきます。 【以下は使用者又は管理人が市外へ転出する場合に必要なお手続きです。】 菊川市営霊園条例施行規則第6条により、使用者が市外に居住しているときは、市内に住 所がある者を管理人に定めて届け出る必要があります。 □墓所管理人設置届(様式第3号) 口新管理者の戸籍謄本 口新管理者の住民票謄本(世帯全員分、世帯主・続柄及び本籍・筆頭者記載のもの) □印鑑(新管理者のみ承諾書欄に押印してください) □霊園使用許可証書き換え手数料(¥200) ◎堀之内霊園の場合は、変更手続き後理事長さんまでご連絡をお願いします。 書き換え後の霊園使用許可証は、後日郵送させていただきます。 ⑥需園使用許可証を紛失した場合 ◆各種届出の際に、霊園使用許可証のコピーや原本の提出が必要となるため、紛失して しまった場合には、再発行のお手続きが必要です。環境推進課へ届出をお願いします。 口申請書(様式第7号) 口使用者の戸籍謄本

□使用者の住民票謄本(世帯全員分、世帯主・続柄及び本籍・筆頭者記載のもの)

再発行した霊園使用許可証は、後日郵送させていただきます。

口霊園使用許可証再発行手数料(¥200)

⑦他の墓地から焼骨を移動(改葬)したい場合

- ◆他の墓地から焼骨を移動(改葬)する場合には、納骨前に環境推進課へ届出が必要です。 余裕を持って、市営墓地に納骨する2週間くらい前までにお手続きをお願いします。
 - 口焼骨の改葬届(焼骨の埋葬届と同じもの)
 - 口改葬許可証(現在お墓がある場所の市区町村で発行してもらってください)
 - □霊園使用許可証(原本)
 - ※紛失した場合には、再発行後にお手続きとなります。お手続きに必要な書類は、 <u>⑥霊園使用許可証を紛失した場合</u>をご覧ください。(霊園使用許可証再発行手数 料**¥200** が必要です)
 - □霊園使用許可証書き換え手数料(¥200)
 - ◎堀之内霊園の墓碑(お墓)に改葬して納骨したい場合には、理事長さんと事前に日程等の協議をお願いします。その後環境推進課へ届出が必要です。

書き換え後の霊園使用許可証は、後日郵送させていただきます。

⑧使用者が死亡し、使用権を変更(承継)したい場合

◆旧使用者から新使用者への承継届の提出が必要になります。環境推進課へ届出をお願い します。

菊川市営霊園条例施行規則第6条により、新使用者が市外に居住している場合には、市内に住所がある者を管理人に定めて届け出る必要があります。

お手続きに必要な書類は、⑤使用許可証の内容に変更があった場合をご覧ください。

- □申請書(様式第6号)
- □霊園使用許可証(原本)
- 口前使用者の死亡が確認できる戸籍謄本
- 口前使用者と新使用者との関係(続柄)が確認できる戸籍謄本
 - ※前使用者の死亡が確認できる戸籍謄本と新使用者の現在戸籍が同じものであれば1通で構いません。
- □新使用者の住民票謄本(世帯全員分、世帯主・続柄及び本籍・筆頭者記載のもの)
- □霊園使用許可証書き換え手数料(¥200)
- ◎堀之内霊園の場合は、お手続き後理事長さんまでご連絡をお願いします

書き換え後の霊園使用許可証は、後日郵送させていただきます。

⑨墓所区画を返還したい場合(墓じまい)

- ◆新しい墓所にお墓を移動したり墓じまいをして墓所区画を返還する場合には、区画返還 届の提出が必要になります。環境推進課へ届出をお願いします。
 - □区画返還届(様式第8号)
 - □霊園使用許可証(原本)
 - ※紛失した場合には、再発行後にお手続きとなります。お手続きに必要な書類は、 ⑥霊園使用許可証を紛失した場合をご覧ください。(霊園使用許可証再発行手数 料¥200が必要です)
- ◎堀之内霊園の場合は、事前に理事長さんまでご連絡をお願いします。その後環境推進課へ届出をお願いします。

城山霊園・市営墓地に関する手続きのお問い合わせ先

菊川市役所環境推進課環境推進係(本庁舎1階)〒439-8650 菊川市堀之内61番地電話 0537-35-0916(直通)FAX 0537-35-0981

堀之内霊園に関するお問い合わせ先

堀之内霊園管理組合			
理事長			
電話	_	_	